

創業や事業承継を真剣に考えている方へ、愛南町からのお知らせ

# 創業・事業承継補助金



町内で創業する方、  
事業を継承をする方に  
補助金を交付します！

## 対象者

事業完了までに、町内に、住所を置く個人又は本社所在地を置く法人で、次の小規模事業者

- ① 創業者(事業を営んでいない個人が、町内で事業を開始)
- ② 事業の継承者

※創業又は事業承継の日が交付申請日から180日前までの場合も、申請可  
※小規模事業者…中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は、5人)以下の事業者。ただし、農業、林業、漁業及び金融業・保険業を営む業種を除きます。

※交付申請時から、事業進捗報告(補助事業終了の翌年度から3年間)が終了するまで、愛南町商工会のサポートを受けていただくことが必要です。

## 対象事業

- ① 地域資源を活用し、地域の課題又は住民ニーズに対応した事業
- ② 副業又はフランチャイズ契約若しくはこれに類する契約に基づかない事業
- ③ 町の他の補助金等を併用していない事業
- ④ 国、愛媛県又は公益財団法人えひめ産業振興財団等の小規模事業者の支援機関から、創業又は事業承継の補助金で採択を受けていない事業又は採択を受ける可能性がない事業

※地域資源…町内に存在する次のもの

ア 農林水産物 イ 空き家及び空き店舗 ウ 歴史、文化、自然等を利用した観光資源 エ 町内で培われた製造技術 オ 伝統工芸品

## 対象経費

- ① 町内事業者が施工した事業所の新築、増築、修繕及び改修の経費
- ② 設備及び機械装置の修繕、購入及び借用の経費
- ③ 構築物の製作の経費
- ④ 商品の試作の経費
- ⑤ 知的財産権の保護の経費
- ⑥ マーケティング調査の経費
- ⑦ 技術指導の受入れの経費
- ⑧ 土地及び建物の借用の経費(3か月分)
- ⑨ 不動産登記及び商業・法人登記に要する経費

## 補助率

・  
交付限度額

対象経費の2/3以内の額 (交付限度額 50万円)



申請書等  
詳しくはこちら



問い合わせ先

愛南町役場商工観光課 ☎ 0895-72-7315 ✉ shokokanko@town.ainan.ehime.jp